新しい地方財政再生制度の整備について

(健全財政) (財政悪化)

指標の整備と情報開示の徹底

○指標整備と開示の徹底

- ・各会計をカバーする新たなフロー 指標及び公営企業、公社、第三 セクター等の影響も含めたストッ ク指標を導入
- ・実質収支(赤字)比率等、既存指標も活用し、全団体で指標を公表
- ・監査機能の強化の検討、算定基 礎データの開示(備え付け)

早期是正スキーム

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・自ら財政健全化計画を策定し、議会の 議決を経て住民に公表することを義務 付け
- 実施状況は毎年度住民に公表。全国的な状況も公表
- ・実施状況が目標から大きく乖離する場合等には国・都道府県が勧告
- 外部監査の充実等の検討

公営企業の経営健全化

- ・自ら経営健全化計画を策定(議会議決・住民公表)することを義務付け
- ・実施状況の公表、国・都道府県からの勧告

再生スキーム

〇国·都道府県の関与によ る確実な再生

- ・財政再生計画(具体的な経費 削減策等)を策定し、議会の 議決を経て住民に公表するこ とを義務付け
- ・計画は国・都道府県に協議し、 同意を得ないものについては、 建設事業等にかかる地方債 の制限を検討
- 計画を予算編成に反映。実施 状況等は毎年度住民に公表
- ・確実な再生を図る見地から、 国・都道府県が必要に応じ、 調査実施や対応を求めるなど 一定の関与

現行の再建制度(地方財政再建促進特別措置法)

(健全財政) (財政悪化)

く現行制度の課題>

- ・早期是正・再生という観点からの分かりやすい財政情報の開示や財政 指標の正確性を担保する手段が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心としたフロー指標のみが用いられ、ストックベースの財 政状況に課題がある団体が対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進 特別措置法

- ○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)
- ※赤字比率が5%以上の都 道府県、20%以上の市 町村は、法に基づく財政 再建を行わなければ建設 地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)